

〇 2 0 2 5 年度（令和 7 年度）福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度（公共施設利活用） Q & A

最終更新日： 2 0 2 5 年（令和 7 年） 4 月 1 日

	種類	質問	回答	更新日
1	制度	対象範囲の一部について利活用を希望する提案は可能ですか（例：校舎の 1 階のみを使いたい。土地の一部を使いたい。）。	<施設提示型の場合> 施設ごとに状況が異なるため、個別説明書において、一部購入又は一部貸付の可否について示しています。 <自由提案型の場合> 事前対話において、希望する範囲を提示いただいた上で、その可否について検討します。	4 月 1 日
2	制度	現地見学会は開催されますか。また、その際の費用負担はありますか。	施設の見学を希望される場合は、随時担当課がご案内します。その場合、費用負担を求めることはありません。	4 月 1 日
3	制度	現地見学に際しての交通手段はどうなりますか。	原則として、現地集合、現地解散をお願いをしています。市外の事業者の方など、移動手段がない場合は御相談ください。	4 月 1 日
4	制度	事業実施期間の上限・下限は何年ですか。	本制度上は、特段の上限・下限を設けていませんが、法令や本市の条例規則等の規定により制限が設けられている場合があります。 まずは、イメージしている事業期間について、事前対話時にお伝えいただければと思います。	4 月 1 日
5	制度	施設等返還時の原状回復義務については、どうなりますか。	原則として、原状回復を行っていただくことになります。 ただし、事業期間満了後に本市が建物の解体を行う場合や市長の承認を受けた場合等には、原状回復義務を免除する可能性もあります。	4 月 1 日
6	制度	法人設立 3 年以内の場合、財務諸表の提出はどのようにすればよいですか。	法人設立以降に作成されたものを御提出ください。	4 月 1 日

	種類	質問	回答	更新日
7	制度	問合せや事前対話の内容は公表されますか。	事業者のノウハウを保護するため、内容については公表しません。 ただし、問合せや事前対話の中で、事業者へ広く伝えるべき情報があると判断した場合は、相手方や提案内容が特定されないようにした上で、本Q & Aを更新し、ホームページにおいて情報共有する場合があります。	4月1日
8	制度	提案前の対話では、どの程度具体的なプランを提示しなければいけないのですか。	アイデア段階での相談を想定しており、複数回の対話も可能となっているため、具体的な検討ができていない段階でもお気軽にお申込みください。	4月1日
9	制度	審査の結果、選抜された提案については協定を締結の上、詳細協議を実施するとありますが、選抜された提案が全て事業化されるのではないのですか。	審査では、審査基準に基づき提案を選抜し、その後、随意契約を前提に、選抜された提案について事業化に向けた詳細協議を行います。基本的には、事業化を念頭に置いた協議を行います。仮に詳細協議が整わなかった場合には、事業化に至らないことも考えられます。	4月1日
10	施設	対象施設（土地・建物）について、事業検討のために調査や診断を行うことは可能ですか。	調査や診断の内容によるため、まずは具体について御相談ください。 対象施設を一定期間、占有する場合は、所定の手続きが必要となります。	4月1日
11	施設	対象施設は自然災害の影響を受けますか。	個別説明書「1 施設の基本情報」をご覧ください。	4月1日
12	施設	対象施設（土地・建物）の維持管理はどこが行いますか。	利活用する範囲の土地・建物の維持管理は、基本的には事業実施者で行っていただくことになります。	4月1日
13	施設	施設に残されている備品がある場合、その取り扱いはどうなりますか。	原則、他の公共施設での利用を前提に、市が撤去します。	4月1日